

令和 2 年度第2回障害者施策推進協議会資料
2020.11.16

第4期
古賀市障がい者基本計画
【素案】
2021～2026(令和 3～8 年度)

令和 3 年 3 月
古賀市

今回は表紙からページ番号が付いています。

最終案時に本文からページ番号を付番するよう修正します。

目次

第1章 序論	5
1. 計画の概要	5
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の推進体制	
2. 障がい者を取り巻く状況	8
(1) 統計データからみる現状	
(2) アンケート調査からみる障がい者の状況	
第2章 基本構想	25
計画の基本的な考え方	26
(1) 計画の基本理念	
(2) 計画の基本方針	
(3) 計画の体系	
第3章 基本計画	31
基本目標 1 障がいの理解促進と権利の擁護の推進	32
基本施策 (1) 障がいの理解促進と権利の擁護の推進	32
①障がいの理解促進と障がいを理由とする差別の解消の推進	
②行政等における配慮の充実	
③成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援	
④障がい者虐待の防止	
基本目標 2 安全・安心の地域社会の実現	
基本施策 (1) 地域生活の支援の充実	35
①障がい福祉サービス等の充実と質の向上	
②意志決定支援の推進	
③意志疎通支援の充実	
④保健・医療の充実	
⑤地域における支援体制づくり	

基本施策（2）障がいのある子どもへの支援.....	36
①障がいの早期発見・早期支援	
②インクルーシブ教育の推進	
③障がいのある子どもの支援体制の充実	
基本施策（3）安全・安心な環境づくり.....	38
①防災・災害発生時の支援	
②防犯対策や消費者トラブル防止の推進	
③障がい者に配慮したまちづくり	
基本施策（4）相談支援体制の充実.....	40
①ニーズに応じた相談支援の提供	
②包括的な相談支援体制の構築	
基本目標 3 社会参加の促進.....	42
基本施策（1）雇用・就労の促進.....	42
①障がい者雇用の促進	
②総合的な就労支援	
③福祉的就労の充実	
基本施策（2）文化芸術活動・スポーツ活動等の促進.....	44
①文化芸術活動・スポーツの促進	
②交流活動の促進	
③障がい者の読書環境の整備	
資料編.....	46

序 論

第1章

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

古賀市では、平成 27（2015）年 3 月に「第 3 期古賀市障がい者基本計画」を策定し、「住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念として、障がい者施策に取り組んできました。

この間、国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等の環境整備がさらに進められました。また、障害者雇用促進法の改正により、職場における障がい者への合理的配慮の提供義務が定められ、精神障がい者を法定雇用率の算定に加えるようになるなど、就労環境の整備も図られてきたところです。

しかしながら、昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況や、ひきこもり等により支援に繋がりにくい状況もみられ、年齢を重ねても、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

こうした障がい者のニーズや国の障がい福祉施策の動向に対応し、障がい者の自立と社会参加を推進するため、令和 3（2021）年度からの新たな計画を策定することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策の基本的方針や推進の方向性を定めるもので、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児福祉計画」の整合性をとった計画です。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第 11 条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6カ年とします。なお、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第3期障がい者基本計画 H27～R2					第4期障がい者基本計画 R3～R8						
第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画				
			第1期障がい児 福祉計画		第2期障がい児 福祉計画		第3期障がい児 福祉計画				

(4) 計画の推進体制

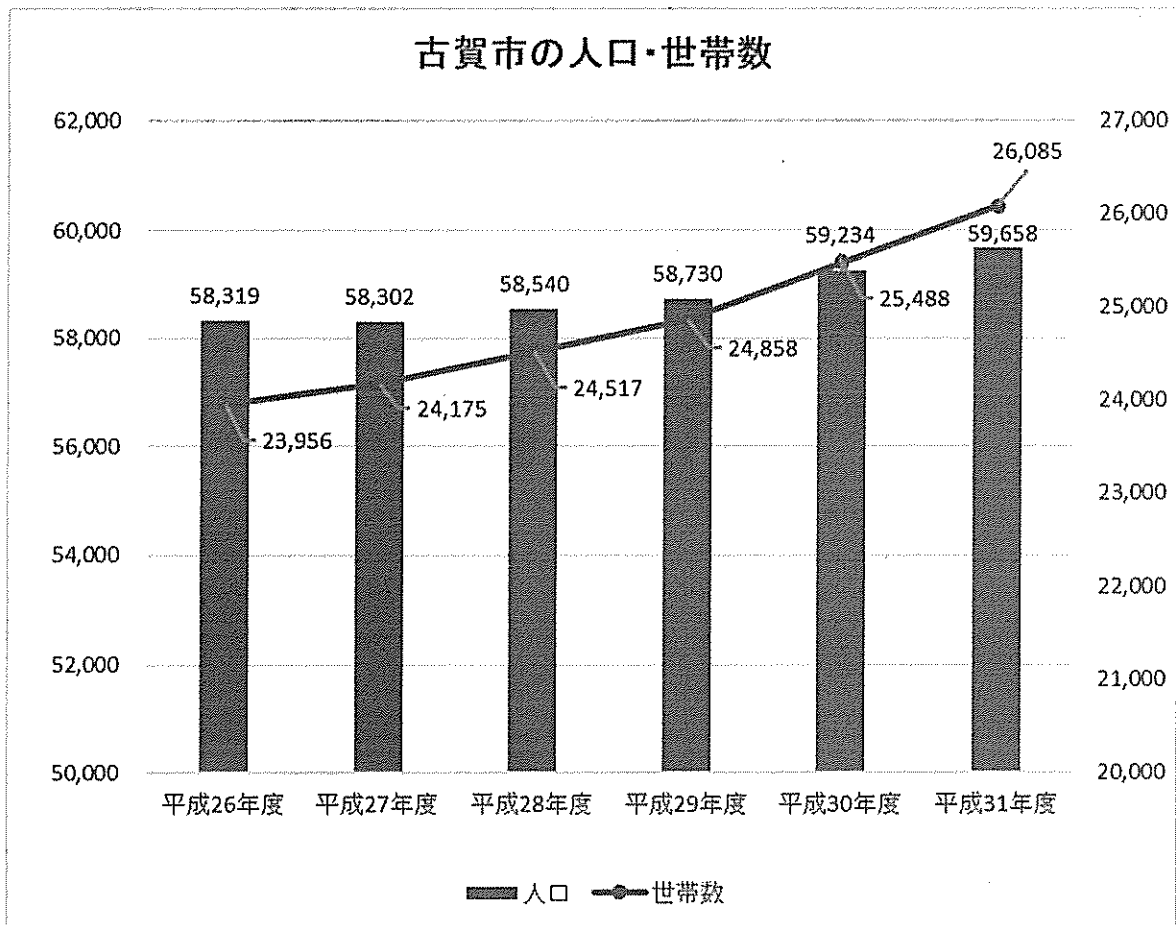
本計画が実効性のあるものとなるように、他の施策などとの関わりを踏まえながら着実に事項していくことが重要となります。そのためにも、関係機関と連携しながら推進及び進行管理に努めます。

また、本市の障がい者施策の審議及び進行管理などを行う「古賀市障がい者施策推進協議会」を中心に、定期的に計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等を行うこととします。

2. 障がい者を取り巻く状況

(1) 統計データからみる現状

① 総人口・世帯の推移



② 身体障がい者手帳所持者数

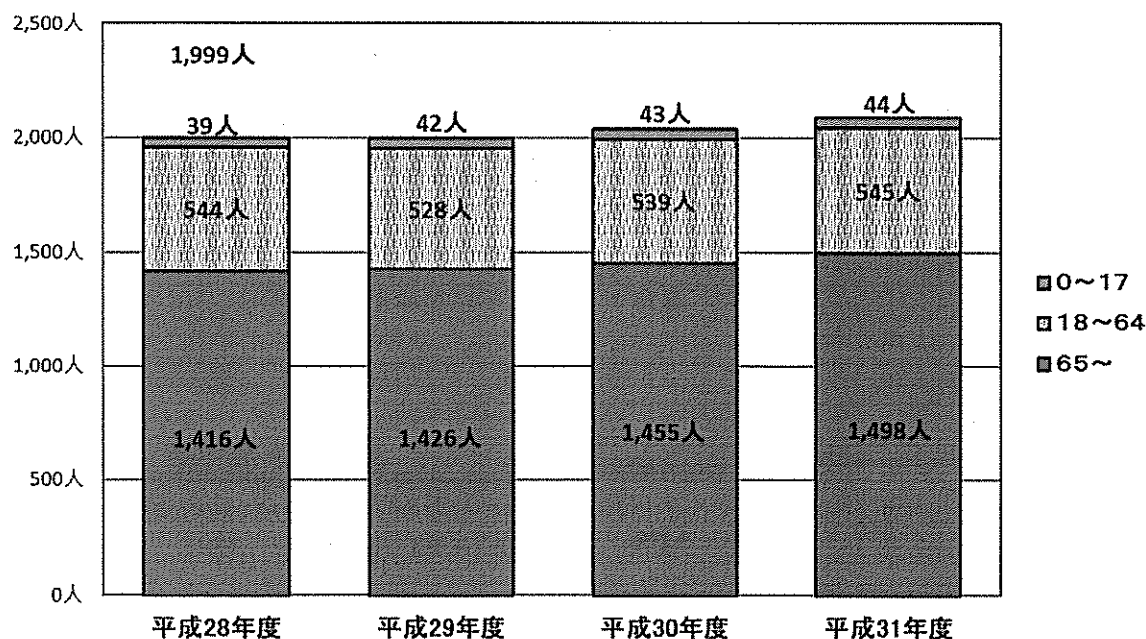
身体障がい者手帳所持者数は、通して見ると増加傾向で推移しており、平成31年度は2,087人となっています。等級別の構成割合は1級が31.7%、2級が14.7%で、合わせると46.4%と約半数を占めています。また、年齢構成では、65歳以上が71.8%となっています。

身体障がい者手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成28年度	0～17	19人	9人	2人	7人	1人	1人	39人
	18～64	161人	106人	84人	110人	50人	33人	544人
	65～	456人	169人	231人	392人	82人	86人	1,416人
	計	636人	284人	317人	509人	133人	120人	1,999人
平成29年度	0～17	22人	9人	2人	6人	2人	1人	42人
	18～64	160人	103人	85人	102人	52人	26人	528人
	65～	447人	170人	232人	400人	84人	93人	1,426人
	計	629人	282人	319人	508人	138人	120人	1,996人
平成30年度	0～17	24人	9人	4人	4人	1人	1人	43人
	18～64	165人	102人	84人	107人	51人	30人	539人
	65～	444人	189人	239人	401人	86人	96人	1,455人
	計	633人	300人	327人	512人	138人	127人	2,037人
平成31年度	0～17	24人	10人	4人	4人	1人	1人	44人
	18～64	163人	102人	84人	112人	50人	34人	545人
	65～	474人	195人	241人	407人	86人	95人	1,498人
	計	661人	307人	329人	523人	137人	130人	2,087人

身体障害者手帳所持者数(年代別)



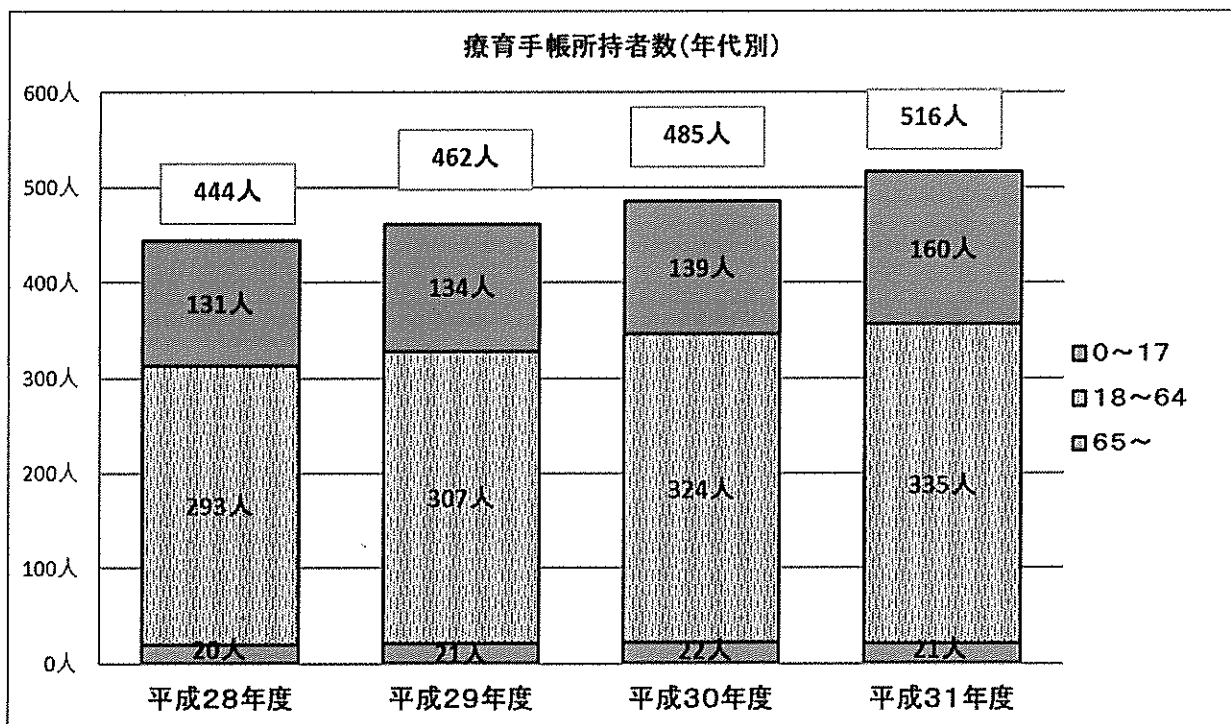
③ 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、平成31年度は516人で、平成28年度の444人から72人の増加となっています。等級別の構成割合はAが40.5%、Bが59.5%です。また、年齢構成では、18歳未満が160人で、全体の31.0%を占めています。

療育手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級		
		A	B	計
平成28年度	0～17	35人	96人	131人
	18～64	137人	156人	293人
	65～	14人	6人	20人
	計	186人	258人	444人
平成29年度	0～17	36人	98人	134人
	18～64	143人	164人	307人
	65～	15人	6人	21人
	計	194人	268人	462人
平成30年度	0～17	37人	102人	139人
	18～64	151人	173人	324人
	65～	16人	6人	22人
	計	204人	281人	485人
平成31年度	0～17	37人	123人	160人
	18～64	156人	179人	335人
	65～	16人	5人	21人
	計	209人	307人	516人



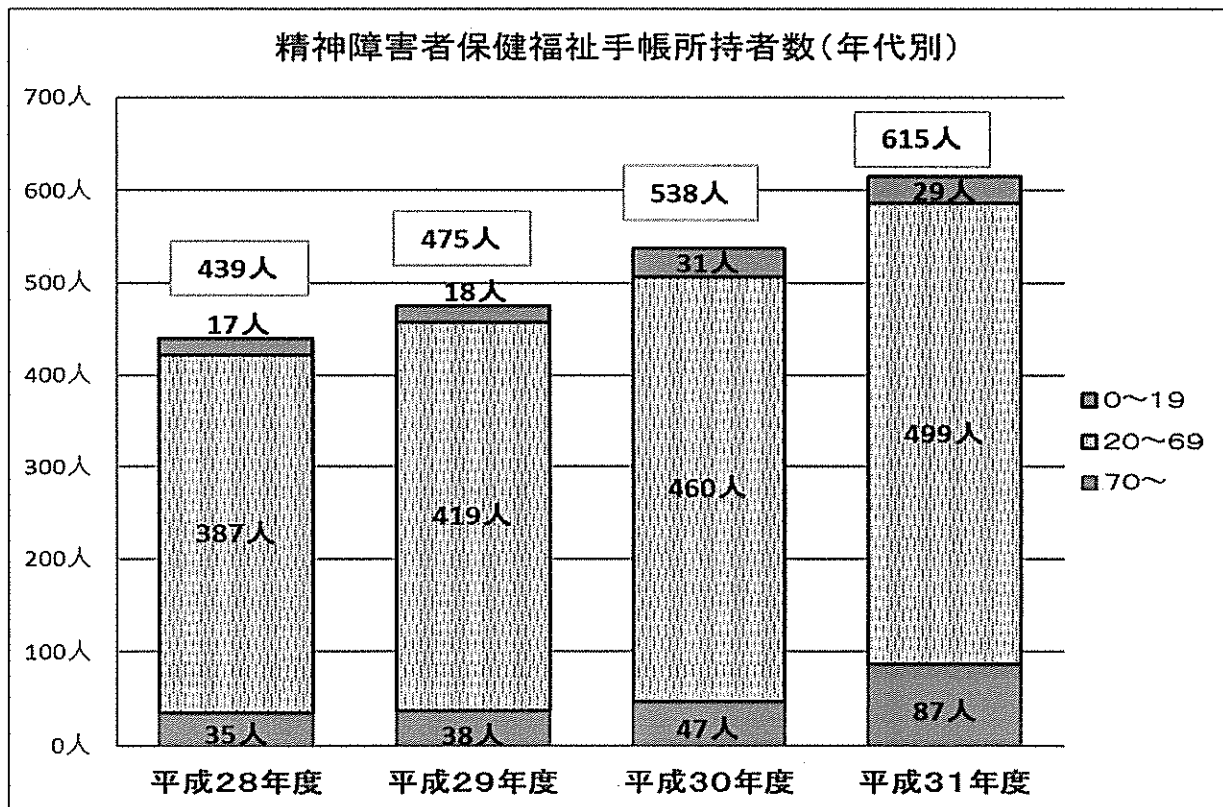
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅な増加傾向が続いており、平成31年度は615人で、平成28年度の439人から176人増加し、増加率40%となっています。等級別の構成割合は、1級6.3%、2級57.4%、3級が36.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級			計
		1級	2級	3級	
平成28年度	0～19	1人	9人	7人	17人
	20～69	25人	225人	137人	387人
	70～	13人	13人	9人	35人
	計	39人	247人	153人	439人
平成29年度	0～19	1人	7人	10人	18人
	20～69	21人	253人	145人	419人
	70～	13人	14人	11人	38人
	計	35人	274人	166人	475人
平成30年度	0～19	1人	16人	14人	31人
	20～69	18人	279人	163人	460人
	70～	15人	22人	10人	47人
	計	34人	317人	187人	538人
平成31年度	0～19	1人	12人	16人	29人
	20～69	19人	296人	184人	499人
	70～	19人	45人	23人	87人
	計	39人	353人	223人	615人



(2) アンケート調査等から見る障がい者（児）の状況

●調査対象者 ※障がい者手帳種間で重複あり

身体障がい者手帳所持者	1,965人
療育手帳所持者	465人
精神障がい者保健福祉手帳所持者	526人
計	2,810人

●調査方法 郵送調査

●有効回収率 49.3%（有効回収数 1,386）

●調査期間 令和2年1月14日～2月13日

●調査結果利用上の留意事項

・集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%になるとは限らない。

・数表、図表、本文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）である。

N：標本全数

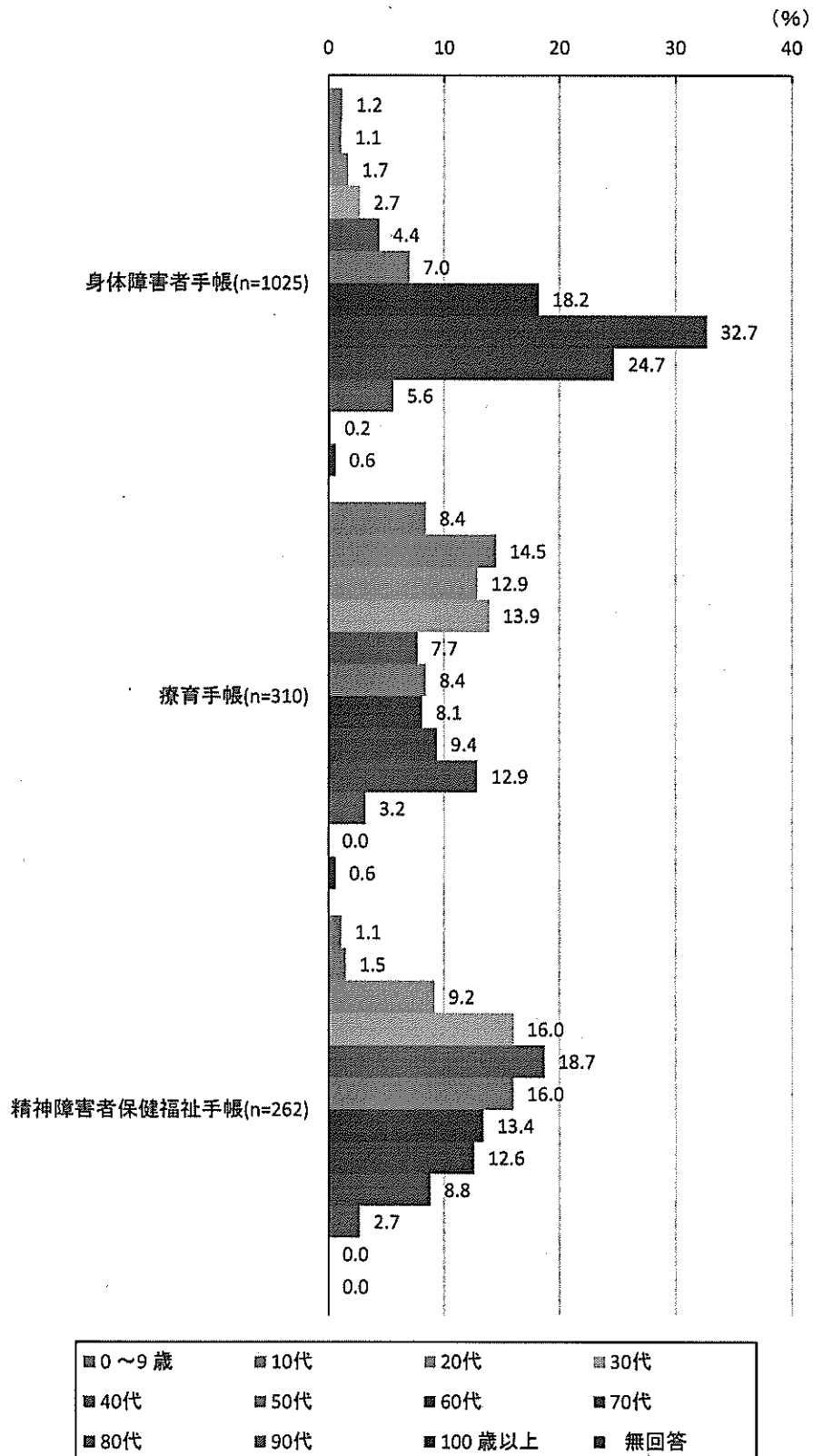
n：該当数（その質問に回答しなくてよい人を除いた数）

・基本属性等とのクロス集計においては、原則として、表側の各属性等の「無回答」を表示していない。ただし、「全体」は属性の「無回答」も含んでいる。

① アンケート回答者の属性等

（上段：実数、下段：%）

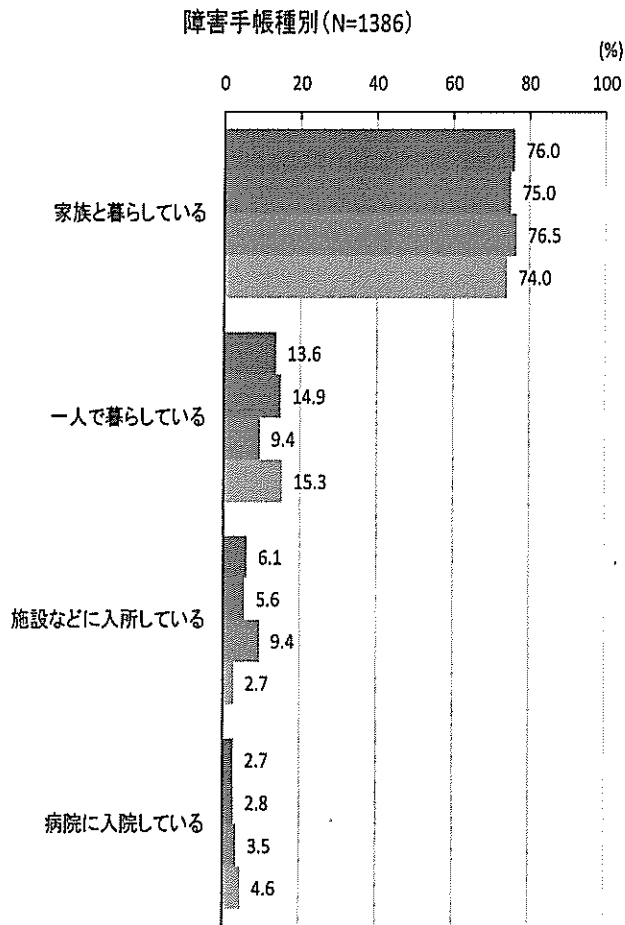
	全 体	0 ～ 9 歳	1 0 代	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	7 0 代	8 0 代	9 0 代	1 0 0 歳 以上	無 回 答
全体	1386 100.0	37 2.7	48 3.5	68 4.9	100 7.2	104 7.5	114 8.2	215 15.5	353 25.5	258 18.6	60 4.3	2 0.1	27 1.9
身体障害者手帳	1025 100.0	12 1.2	11 1.1	17 1.7	28 2.7	45 4.4	72 7.0	187 18.2	335 32.7	253 24.7	57 5.6	2 0.2	6 0.6
療育手帳	310 100.0	26 8.4	45 14.5	40 12.9	43 13.9	24 7.7	26 8.4	25 8.1	29 9.4	40 12.9	10 3.2	0 0.0	2 0.6
精神障害者保健福祉手帳	262 100.0	3 1.1	4 1.5	24 9.2	42 16.0	49 18.7	42 16.0	35 13.4	33 12.6	23 8.8	7 2.7	0 0.0	0 0.0
無回答	34 100.0	1 2.9	0 0.0	0 0.0	2 5.9	0 0.0	0 0.0	2 5.9	4 11.8	3 8.8	3 8.8	0 0.0	19 55.9



② 住まい・暮らしについて

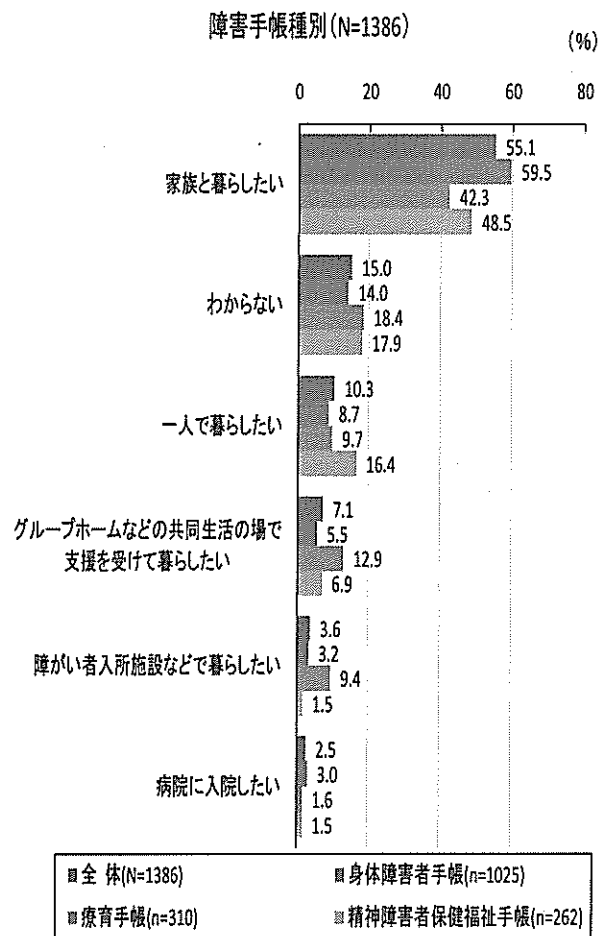
現在の暮らし方については、いずれの障がい種別でも、「家族と暮らしている」が最も多く、将来望む暮らし方も、「家族と暮らしたい」が最も多くなっています。また、療育手帳保持者の将来望む暮らし方では、「グループホームなど」「障がい者入所施設」の合計が22.3%となっています。

現在の暮らし方



■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
 ■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

将来望む暮らし方



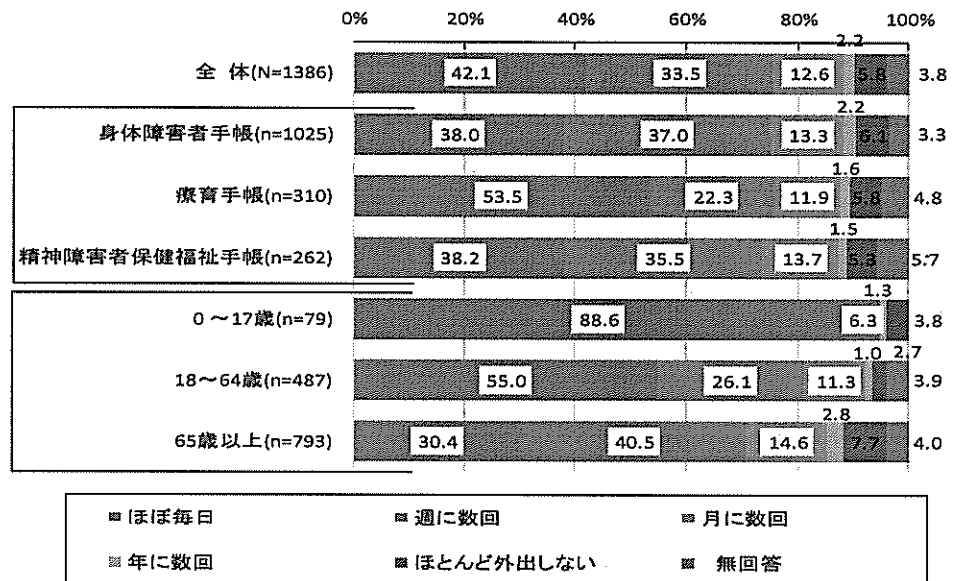
■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
 ■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

③ 外出の状況について

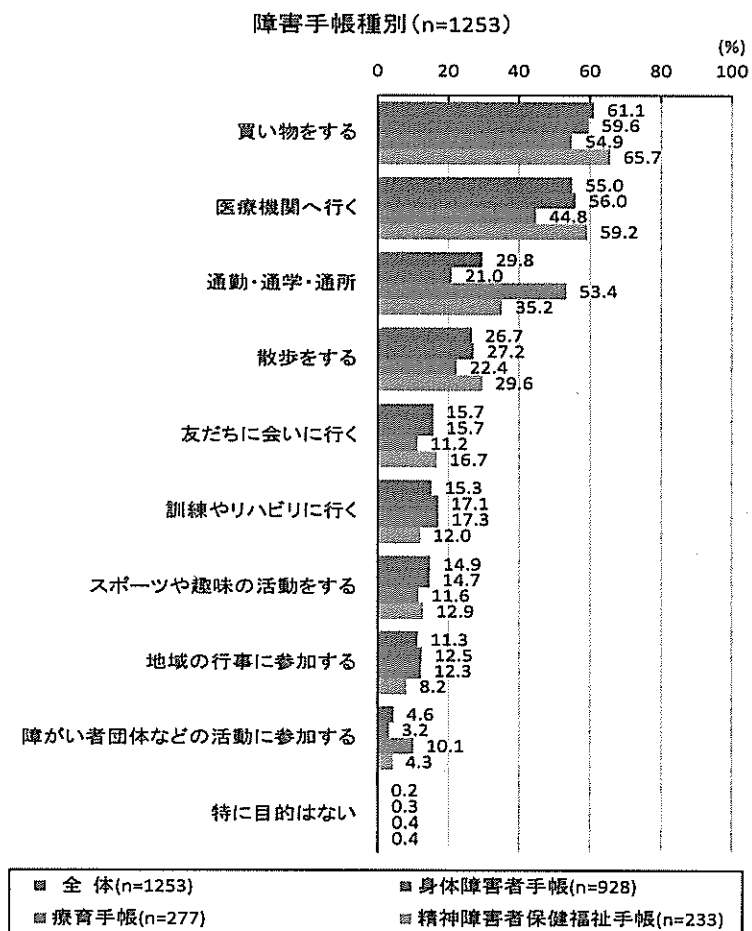
外出の状況は、「ほぼ毎日外出する」「週に数回外出する」の合計が約 76% であり、いずれの障がい種別もほぼ同じ割合となっています。また、年齢区分別に見ると、年齢区分が上がるにつれ、外出の回数が下がっています。

また、外出の目的は、「買い物」が最も多くなっています。

外出の回数



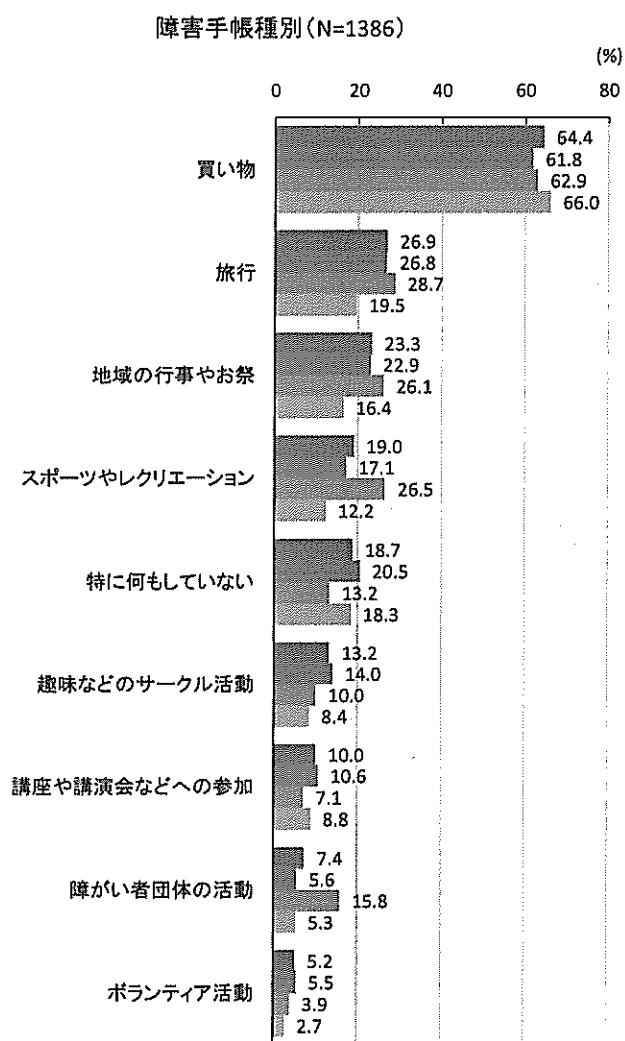
外出の目的



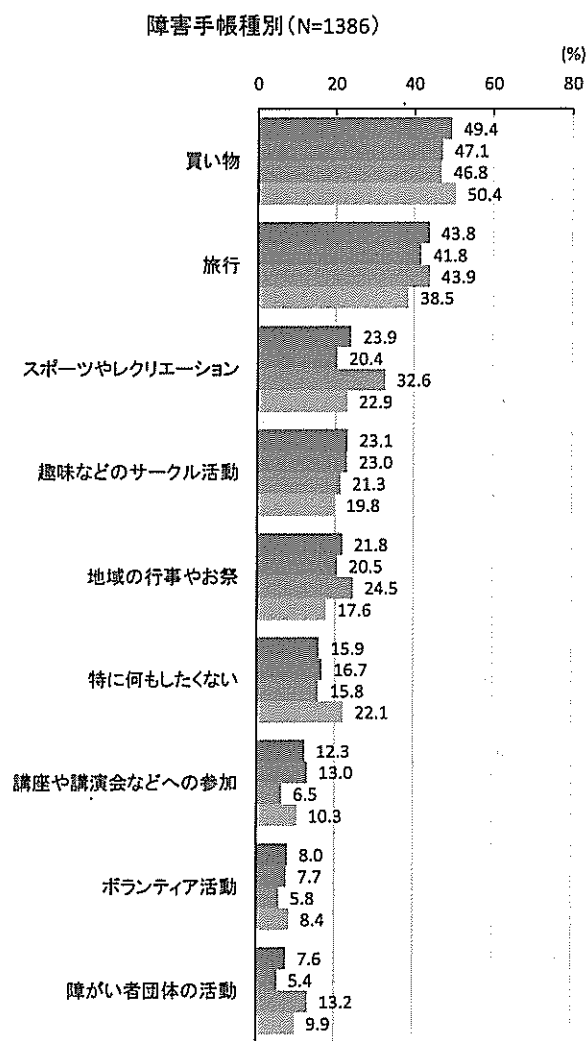
④ 余暇・社会参加の状況について

1年以内にした活動については、全ての障がい種別において「買い物」が元も多くなっています。また、今後したい活動については、「買い物」「旅行」「スポーツやレクリエーション」「趣味などのサークル活動」「地域の行事やお祭」が多くなっています。また、精神障がい者保健福祉手帳保持者の約22%が「特に何もしたくない」と回答しています。

1年以内にした活動



今後したい活動



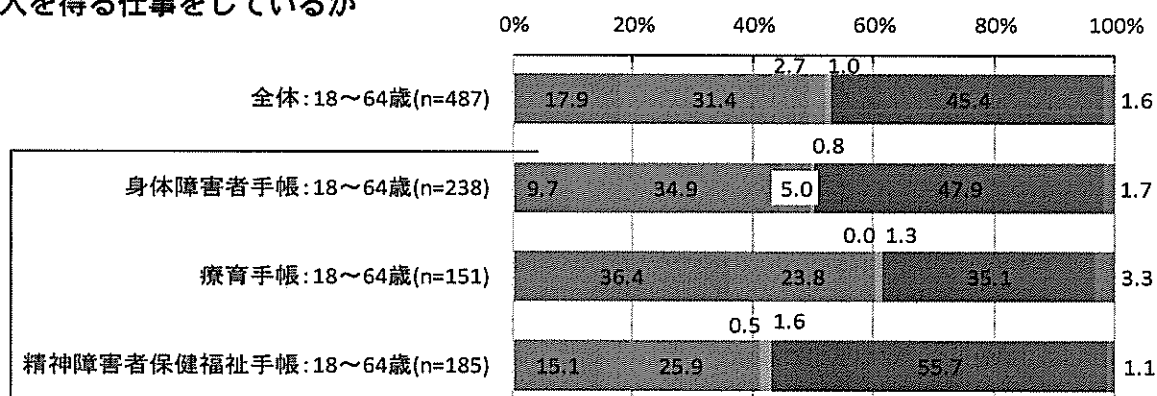
■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
 ■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
 ■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

⑤ 就労の状況について

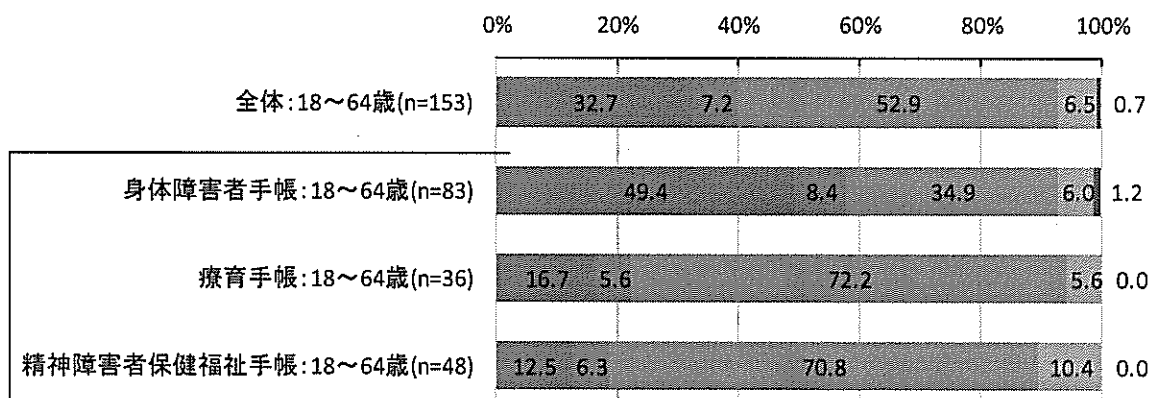
一般的な就労年齢である18歳から65歳までの障がい者のうち、福祉的就労を含めると53.8%の方が就労しています。また、企業などで働いている人のうち、身体障がい者については57.8%が正社員として雇用されていますが、知的障がい者、精神障がい者については、パート・アルバイトが最も多くなっています。

収入を得る仕事をしているか



- 作業所などに通っている(就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援)
- 企業などで働いている
- 自営業、農林水産業などの仕事をしている
- その他
- 働いていない
- 無回答

雇用形態 (企業で働いている人のみ)

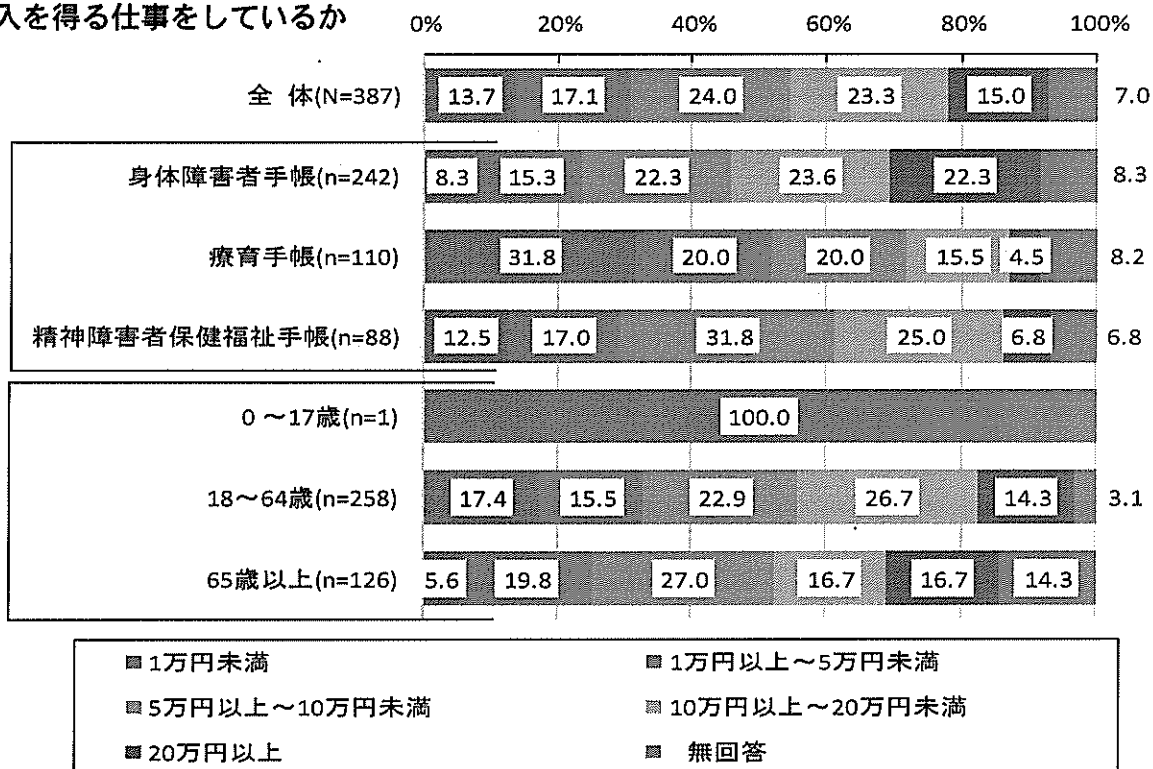


- 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある
- パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員
- その他
- 無回答

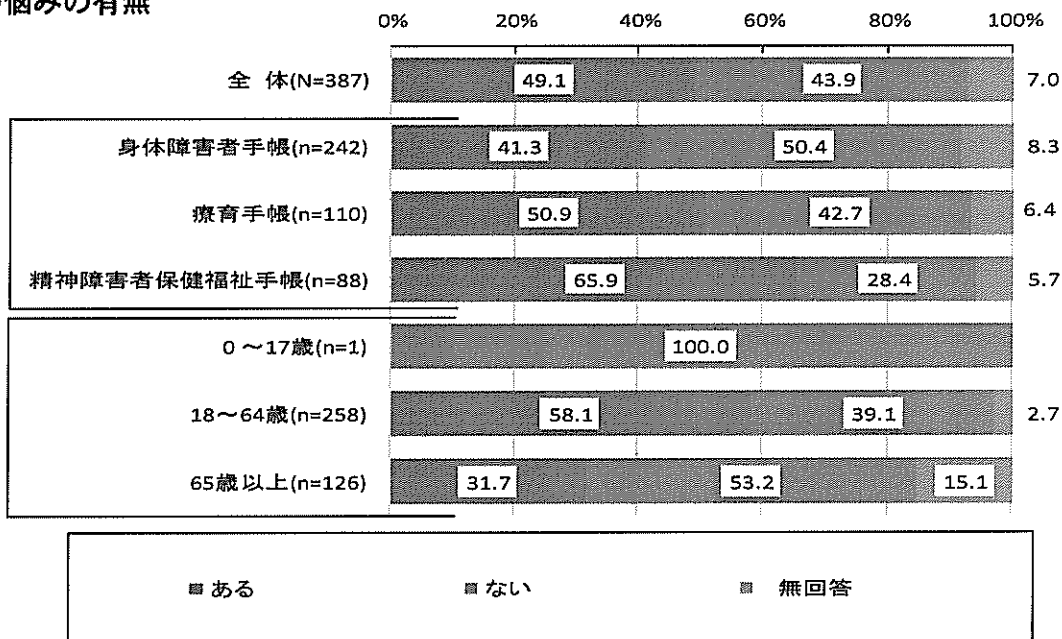
仕事で得る月収は、身体障がい者については、「10万円以上20万円未満」、知的障がい者は「1万円未満」、精神障がい者は「5万円以上～10万円未満」が最も多くなっています。

また、仕事上の悩みについて、約半数が「ある」と回答しており、特に精神障がい者においては65.9%が「ある」と回答しています。

収入を得る仕事をしているか



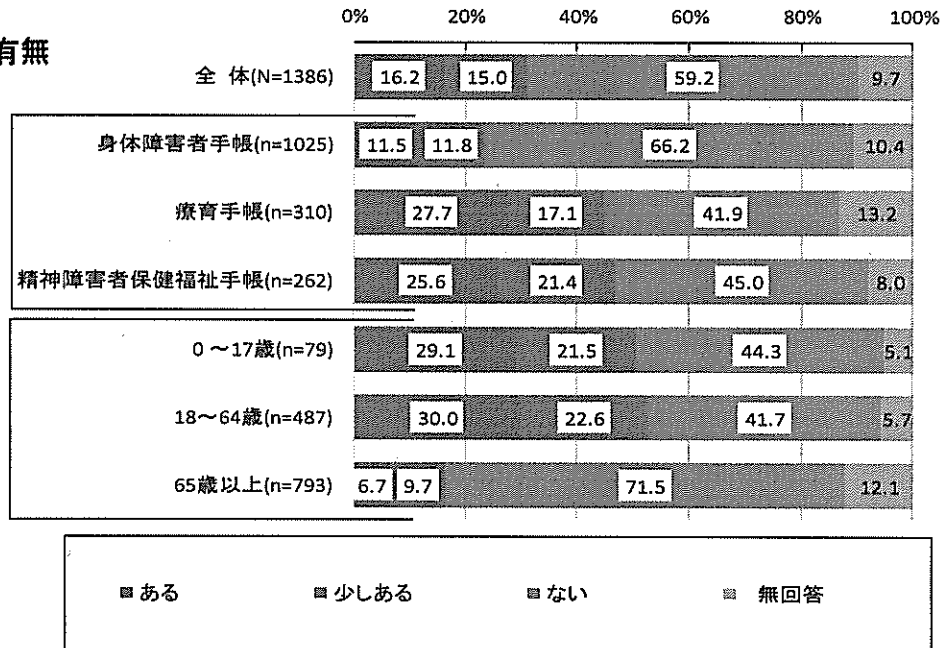
仕事上の悩みの有無



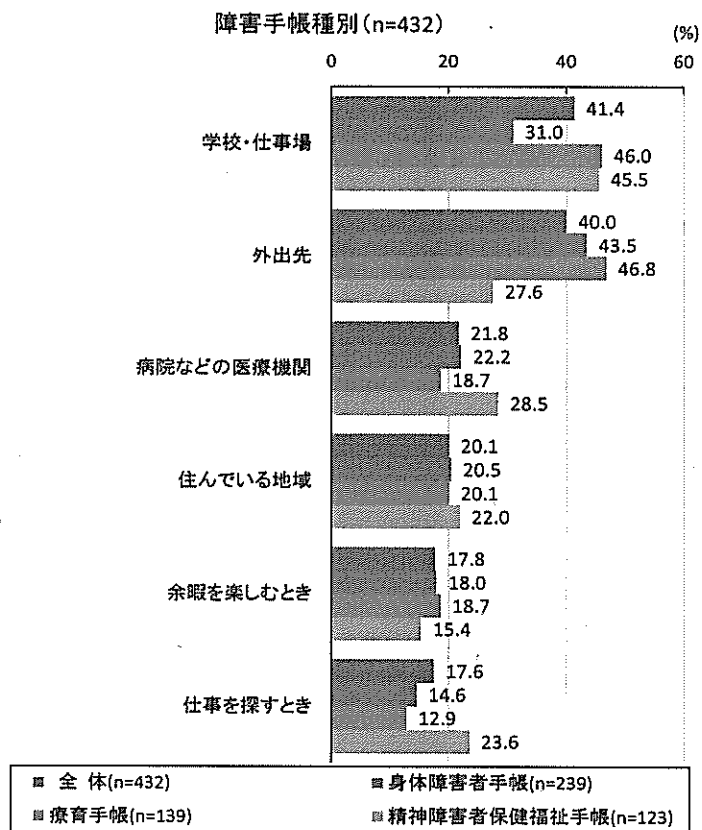
⑥ 権利擁護について

障がいを経由とした差別を受けたり嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」と回答した人は、31.2%ですが、障がい種別ごとに見ると、身体障がい者が23.3%であるのに対し、知的障がい者44.8%、精神障がい者47.0%となっています。また、差別を受けたり嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」と「外出先」が多くなっています。

差別・嫌な思いの有無



差別・嫌な思いがあった場所や場面

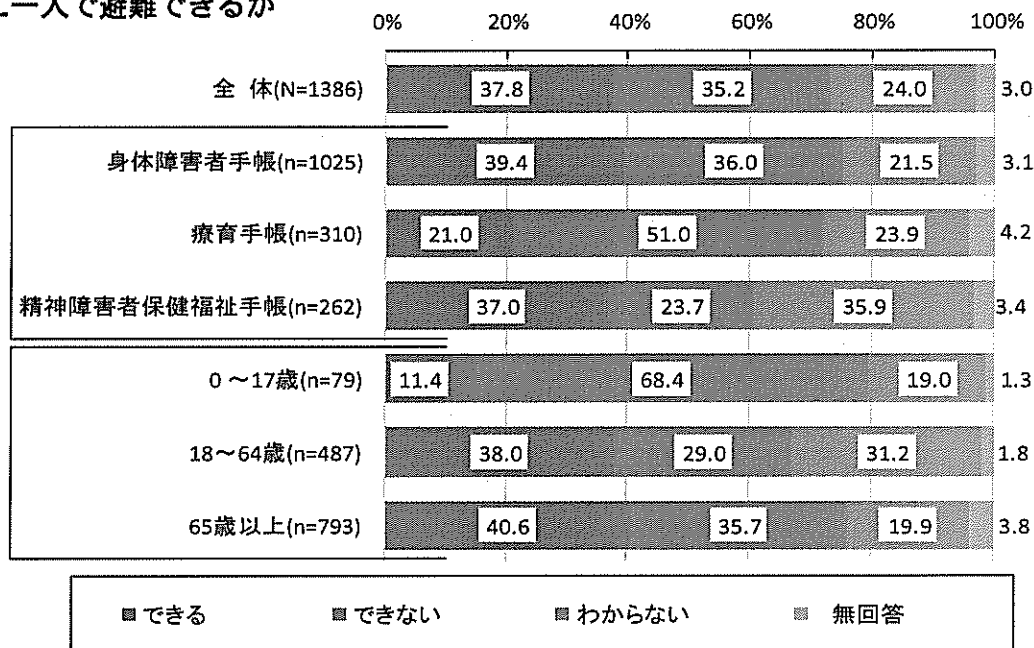


⑦ 災害時の対応について

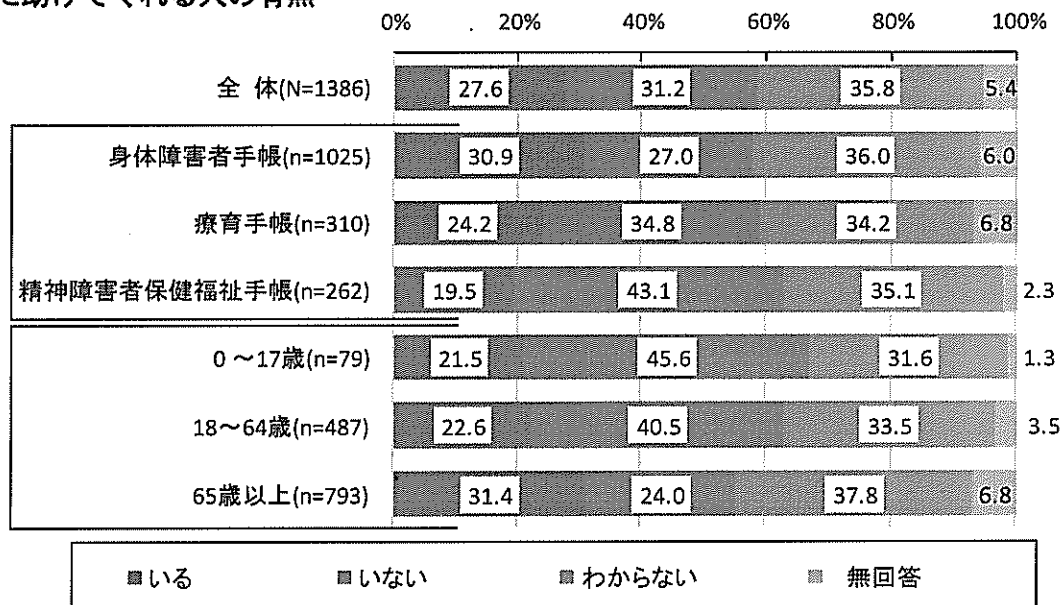
災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は 35.2%となっており、若年者が多い知的障がい者では 51.0%となっています。精神障がい者については、35.9%が「わからない」と回答しており、「できない」よりも割合が多くなっています。

また、家族が不在の場合などに近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」「わからない」と回答した人が 67.0%となっています。

災害時に一人で避難できるか

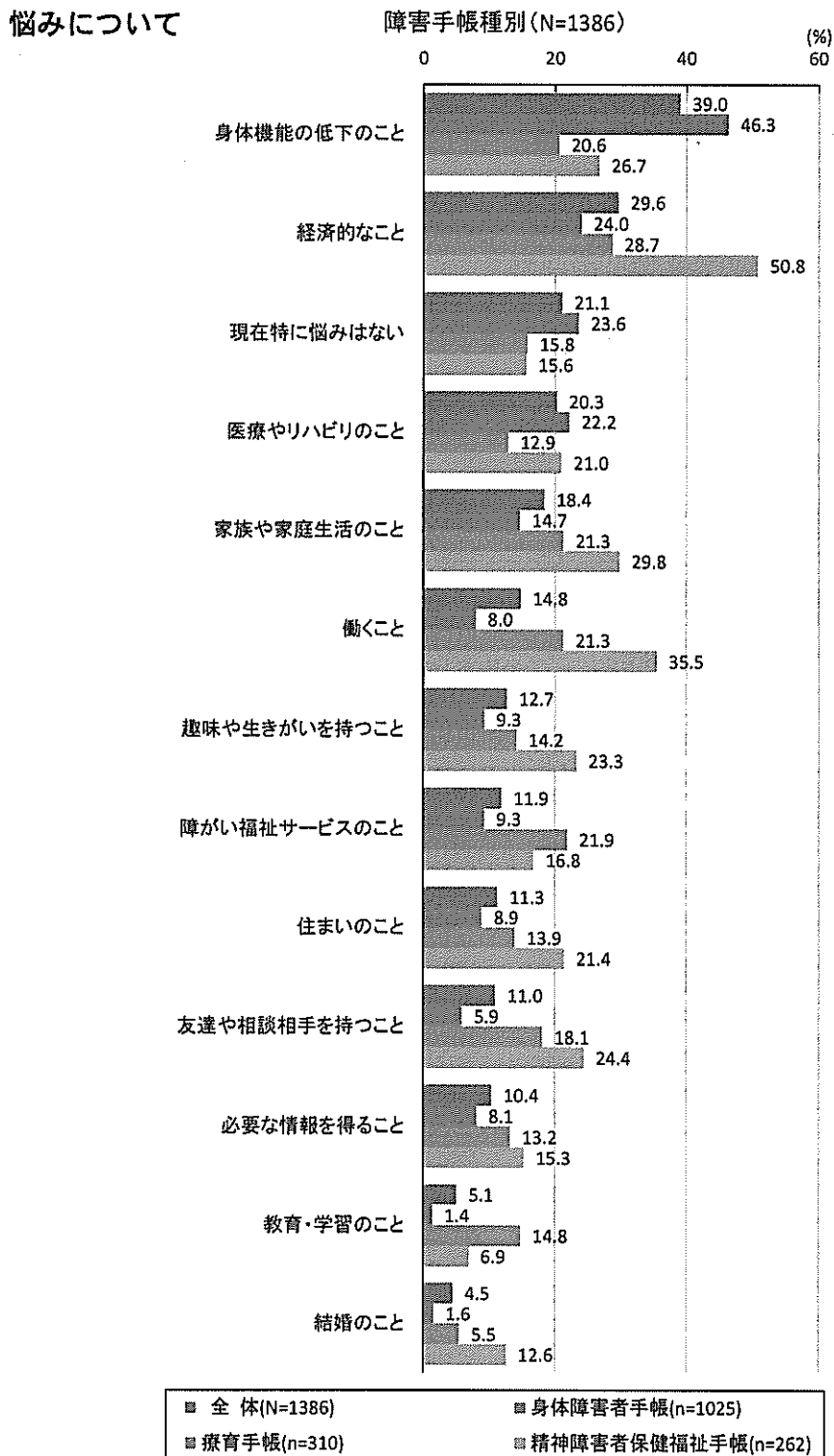


近所に助けてくれる人の有無



⑧ 相談・情報収集について

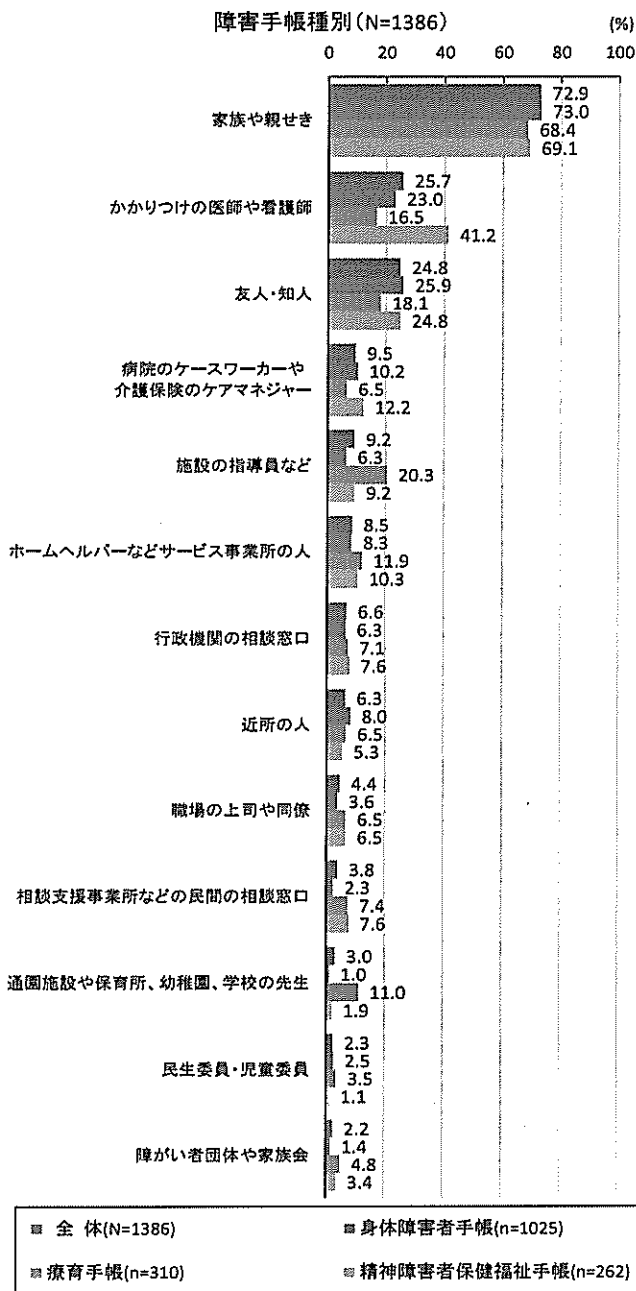
今の生活での悩みについては、身体障がいのある方は「身体機能の低下のこと」、知的障がいのある方と精神障がいのある方は「経済的なこと」が最も高くなっており、特に精神障がいのある方においては半数を占めています。



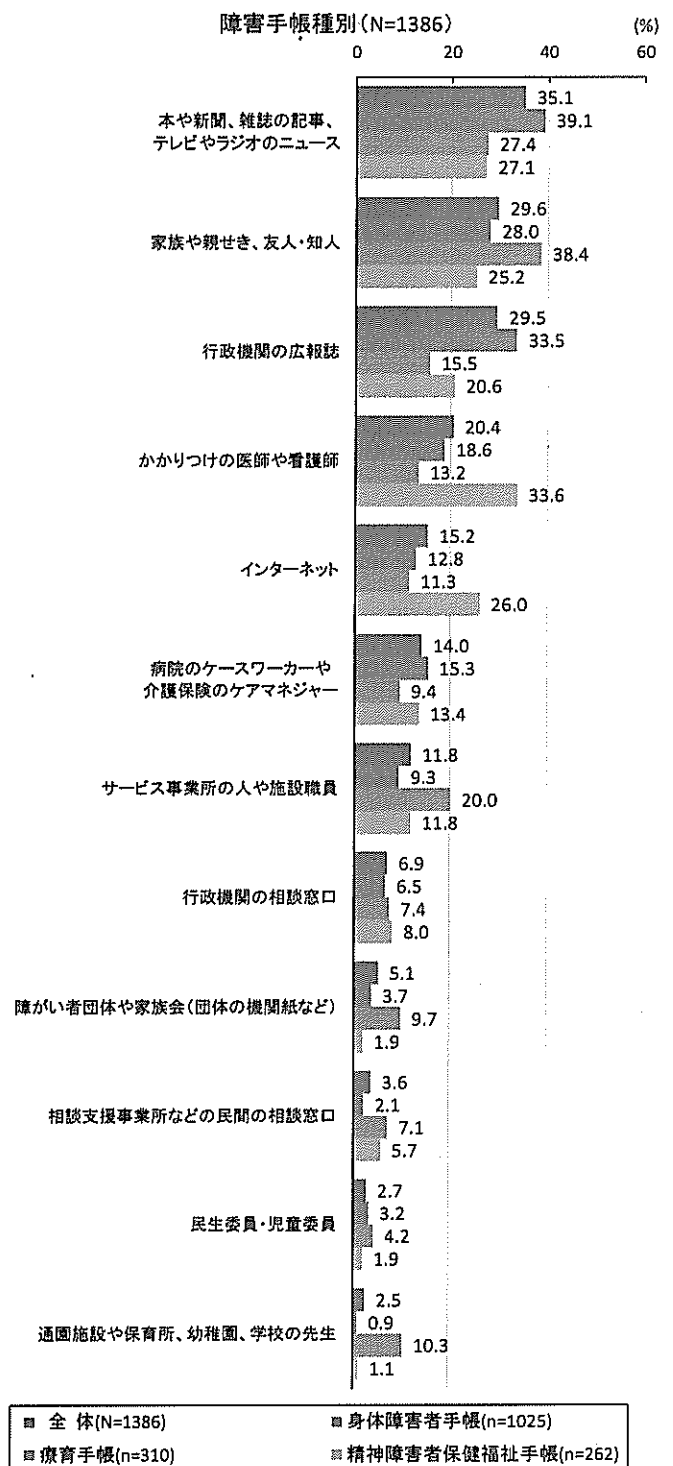
悩みの相談先については、どの障がい種別も「家族や親せき」が最も多く、また、精神障がいのある方については「かかりつけの医師や看護師」も41.2%と高くなっています。

障がいや福祉サービスなどの情報の入手先については、身体障がいのある方は「本や新聞、テレビなど」、知的障がいのあるは「家族や親せき、友人・知人」、精神障がいのある方は「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。

悩みの相談先

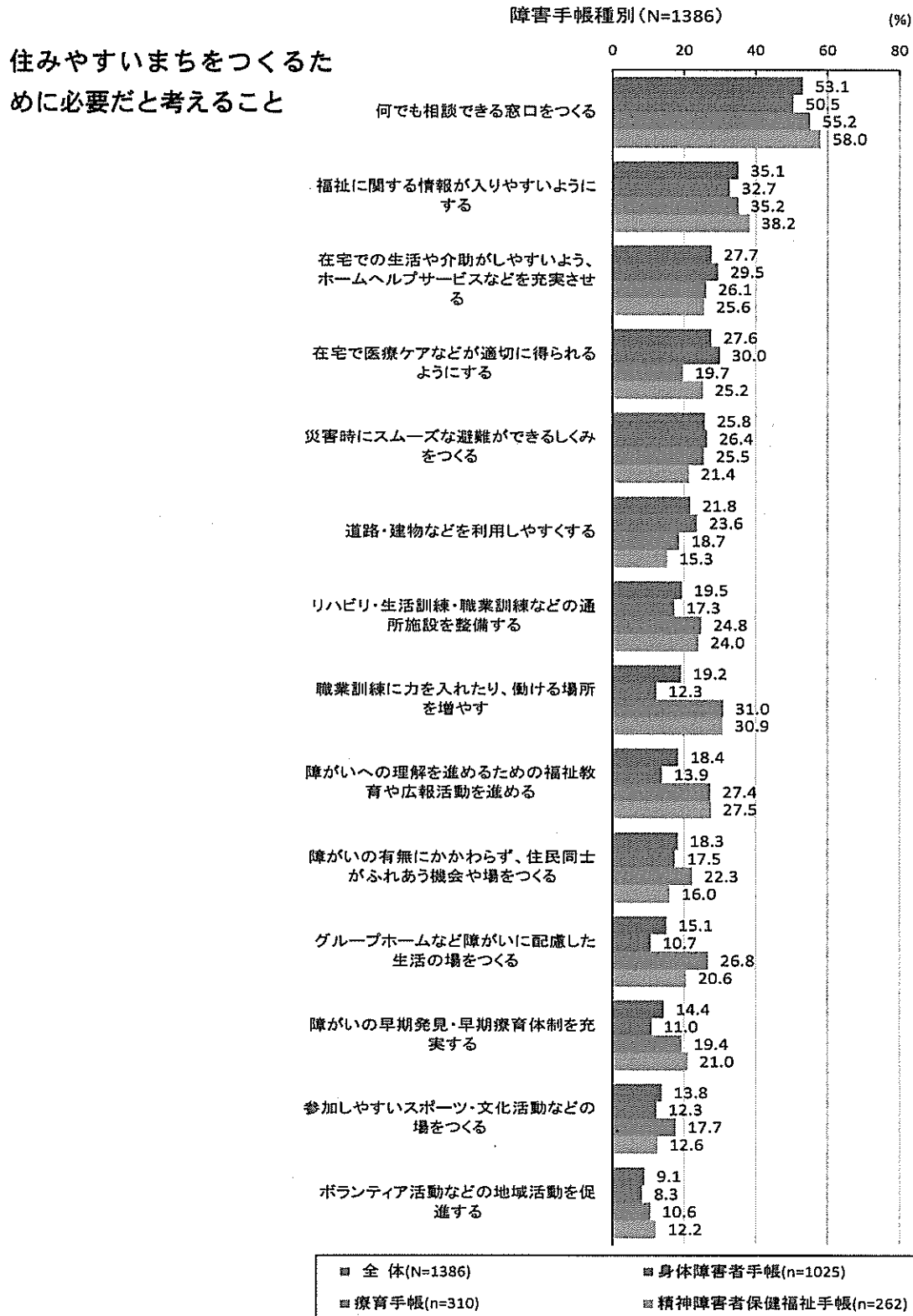


情報の入手先



⑨ 今後のまちづくりについて

障がいのある方にとって住みやすいまちをつくるために必要なことについては、どの障がい種別においても、「何でも相談できる窓口をつくる」が最も高く、次に「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が高くなっています。

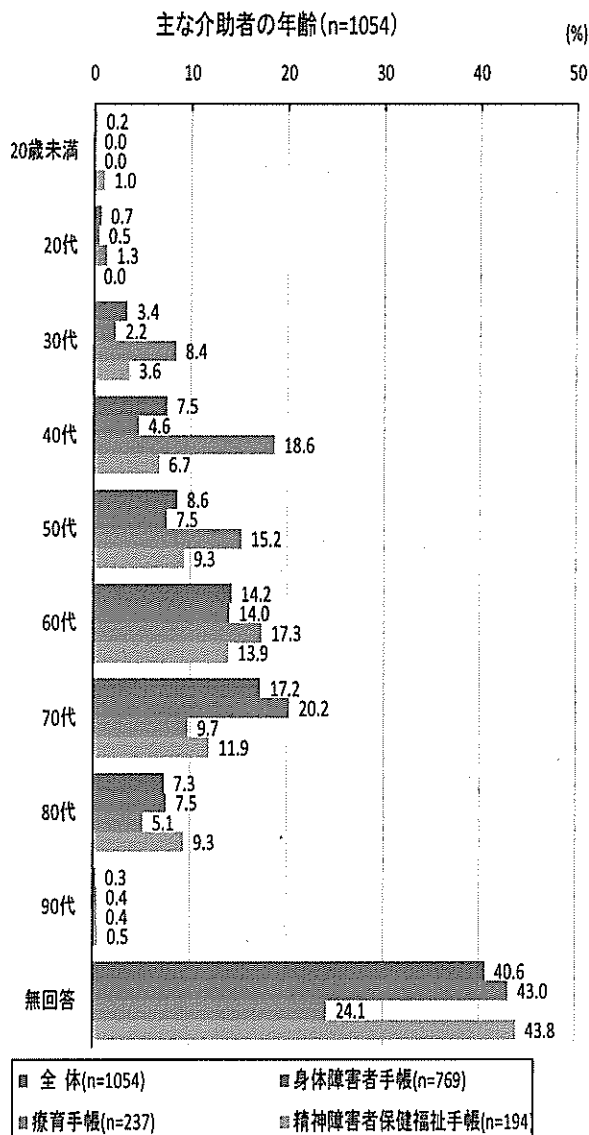


⑩ 主に介助しているご家族について

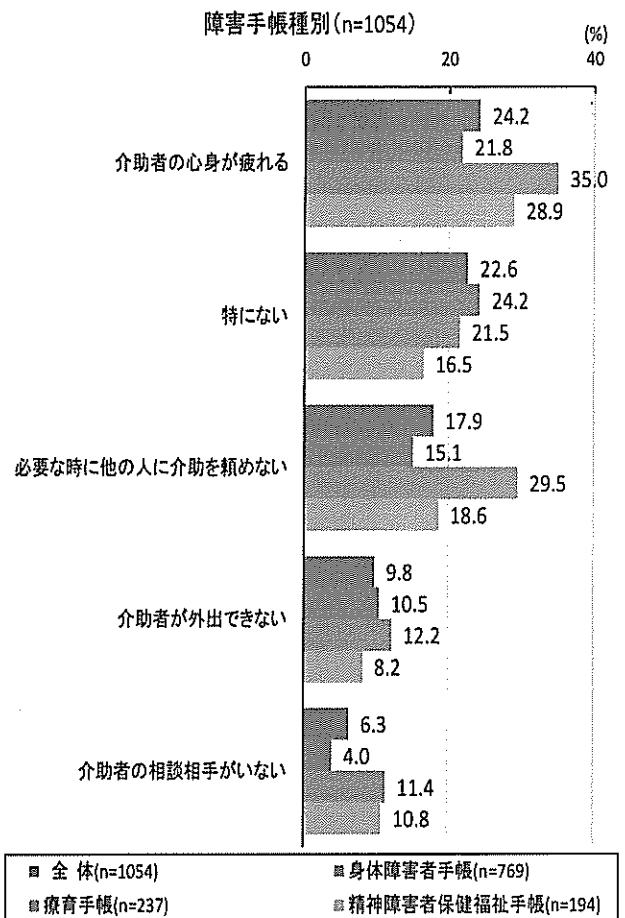
主な介助者の年齢については、身体障がいのある方は「70代」、知的障がいのある方は「40代」、精神障がいのある方は「60代」が最も高くなっています。

また、介助者が大変だと思うことについては、身体障がいのある方は「特にない」が最も高く、知的障がいのある方、精神障がいのある方については、「介助者の心身が疲れる」が最も高くなっています。

主な介助者の年齢



介助者が大変だと思うこと



基本構想

第2章

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して

↑ 上記は国の基本理念
古賀市の理念について、今後検討

《参考》

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（内閣府）※抜粋

過去において、障がいのある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障がいのある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障がいのある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するというこは、人々の生活や心において「障がい者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障がい者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障がいのある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障がいの社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。

(2) 計画の基本方針

基本目標1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

共生社会の実現のためには、障がい者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

障がい及び障がい者に対する理解と、その基本的人権の尊重は、全ての施策の根幹を成すものであり、これらへの理解を深めていくとともに、障がい者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで、障がい者の「地域で共に暮らす権利」が尊重される地域づくりを進めます。

基本目標2 安心・安全な地域生活の実現

障がい者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

本人やその家族が、そのときどきのニーズに応じた障がい福祉サービス等を利用できるよう、障がい福祉サービスの適切な支給と充実に努めるとともに、さまざまな課題にも包括的に対応できるよう相談支援体制や多様な機関の連携の強化を図り、障がい者ひとりひとりが、住み慣れた地域で安心して生活を送れるような環境づくりを進めます。

あわせて、共生社会の実現に向け、子どもの頃から障がいの有無にかかわらず、可能な限り全ての子どもが共に教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育をさらに推進するとともに、近年増加している医療的ケアが必要な子どもやその家族に対しても支援を行っていきます。

また、近年の大規模な災害等の教訓を踏まえ、障がい者が安全かつ速やかに避難することができるような仕組みづくりなど、発災時に、障がいのある方の命を守ることができるよう取り組んでいきます。

基本目標 3 社会参加の促進

障がいに関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりが求められており、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障がいのある人も障がいのない人も、様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう支援することが必要です。

「働く」ということは、社会参加の機会となることに加え、自立や生活の安定にもつながることであることから、就労に対する意欲の向上や、雇用前から雇用後の定着支援、企業における障がいの理解の促進など、関係機関が連携しながら、障がい者の就労の促進を図っていきます。

また、誰もが芸術文化活動やスポーツに参加できる機会づくりや、出会いの場、交流の機会の提供に努め、障がいのある方が生きがいを持って暮らせる地域づくりに努めます。

(3) 計画の体系

基本目標・基本施策

基本方針

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して

基本目標 1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策 1. 障がいの理解促進と権利擁護の推進

- (1) 障がいの理解促進と障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 行政等における配慮の充実
- (3) 成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援
- (4) 障がい者虐待の防止

基本目標 2 安心・安全な地域生活の実現

基本施策 1. 地域生活の支援の充実

- (1) 障がい福祉サービス等の充実と質の向上
- (2) 意志決定支援の推進
- (3) 意志疎通支援の充実
- (4) 保健・医療の充実
- (5) 地域における支援体制づくり

基本施策 2. 障がいのある子どもへの支援

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

基本施策 3. 安全・安心な環境づくり

- (1) 防災・災害発生時の支援
- (2) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
- (3) 障がい者に配慮したまちづくり

基本施策 4. 相談支援体制の充実

- (1) ニーズに合った相談支援の提供
- (2) 包括的な相談支援体制の構築

基本目標 3 社会参加の促進

基本施策 1. 雇用・就労の促進

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の充実

基本施策 2. 文化芸術活動・スポーツ等の促進

- (1) 文化芸術活動・スポーツの促進
- (2) 交流活動の促進
- (3) 障がい者の読書環境の整備

基本計画

第3章

基本目標 1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策 (1) 障がいの理解促進と権利擁護の推進

●障がいを理由とする差別の解消の推進と合理的配慮の提供

アンケートにおいて、「障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがありますか」という設問に対し、「ある」「少しある」と回答された方の割合は、31.2%となっています。前回調査時（平成26年。以下同じ。）と比較すると減少してはいますが、依然として差別を受けたと感じている方が多くあり、今後さらに、障がい及び障がい者に対する理解と認識を深める取組が必要です。

また、「障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある」と回答された方の障がい種別ごとの割合は、身体障がい者が23.3%であったのに対し、知的障がい者44.8%、精神障がい者47.0%と、知的障がい者、精神障がい者の方の割合が高くなっており、本市においては、今後は特に、知的障がい、精神障がいについての理解促進が課題と言えます。

共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を促進するとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進します。

●障がいのある方の権利を守る取組・虐待防止

障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守るための制度として「成年後見制度」がありますが、アンケートの結果において「名前も内容も知らない」「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」と答えた方は69.5%で、前回調査時とほとんど変わっていませんでした。

障がい者の権利・利益を保護するため、「成年後見制度」や市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの制度・事業について、今後も周知及び利用促進に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、障がい者への虐待を防止するための取組を行うとともに、障がい者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

施策の方向

① 障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進

障がいについての正しい知識や「心のバリアフリー」の理念、障がいを理由とする差別の解消について、広く周知・啓発を行うとともに、学齢期から人権尊重意識を高めるよう取り組んでいきます。

- ・「広報こが」や古賀市公式HP等を利用した啓発
- ・障がい者の人権に関する学習や取組の実施
- ・まちづくり出前講座の充実
- ・学校教育における人権尊重の意識の育成

② 行政等における配慮の充実

様々な障がいの特性により、意思疎通や情報の取得、行政等の手続き等が困難な障がい者に対して、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮の提供に努めます。

- ・市の行政手続きや事業における障がい者への配慮の充実
- ・選挙における投票所のバリアフリー化等の障がい者への配慮の充実
- ・行政情報へのアクセシビリティの向上
- ・市職員の障がい理解の促進

③ 成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障がい者が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度等の利用を支援します。

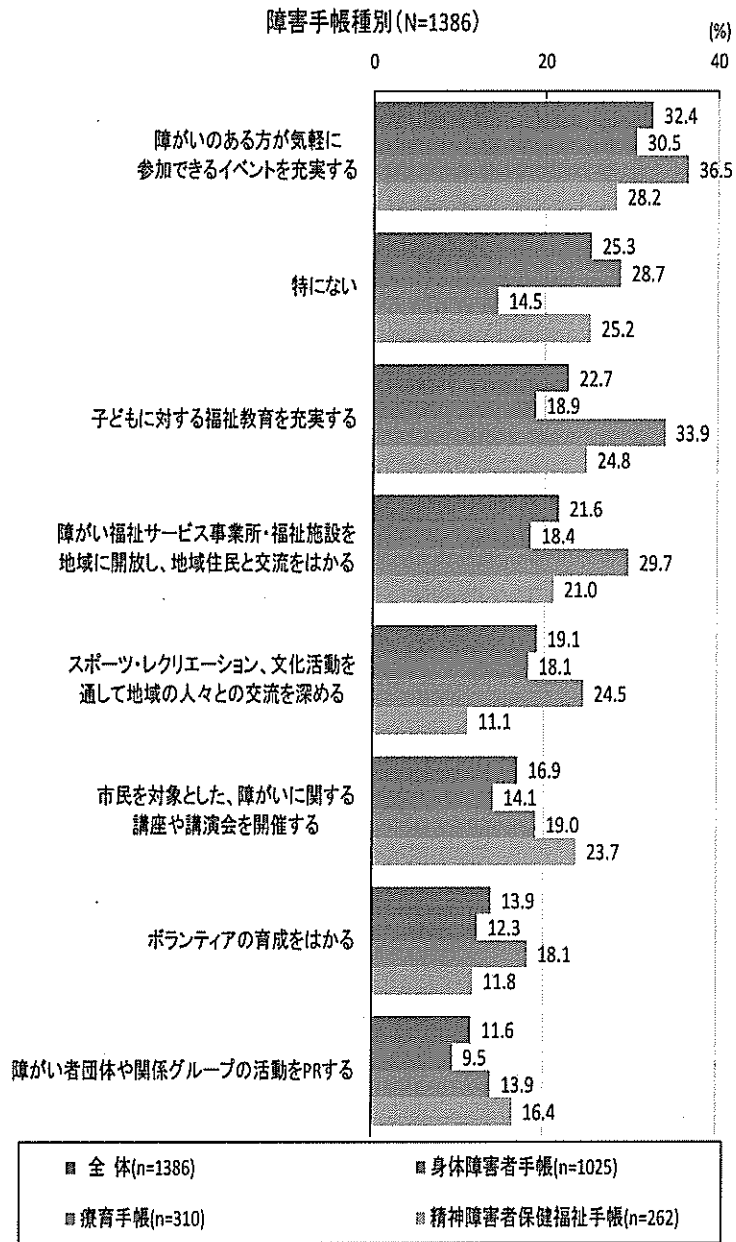
- ・成年後見制度等の権利擁護を目的とした制度や事業の周知
- ・市民後見人等による身近な地域での後見活動の支援
- ・市社会福祉協議会が行う権利擁護事業への支援

④ 障がい者虐待の防止

障がい者虐待防止センター「咲」を中心に、関係機関の連携により虐待への適切な対応・支援を行います。また、障がい者の虐待を未然に防ぐため、啓発等の取組を行います。

- ・虐待に関する相談支援
- ・「咲」による虐待への適切な対応・支援の実施
- ・障がい者の虐待防止のための啓発・研修の実施

障がいに対する理解を深める
ために必要だと思うこと



基本目標 2 安全・安心の地域生活の実現

基本施策 (1) 地域生活の支援の充実

●障がいのある方のライフステージに添った支援

障がいのある方が、人生を通して直面する課題は移り変わり、本人やその家族のニーズも変化していきます。それぞれの障がいの特性や生活のしづらさに応じて、各種障がい福祉サービスや手当を支給するとともに、居住支援にも取り組み、障がい者の自立の助長とその家族の負担や不安の軽減を図ります。このときに、自ら意志を決定すること及び表明することが困難な方に対しては、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行い、本人にとって適切なサービス等が利用できるよう取り組んでいきます。

さらに、地域で適切な医療が受けられるような体制づくりを推進するとともに、生活習慣病や依存症、こころの健康づくりなどへの理解促進を図り、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見に努めます。

●包括的な支援体制の整備

障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、各種福祉分野計画の上位計画である「古賀市地域福祉計画」に基づき、地域における繋がりづくりを進め、障がい福祉・介護、医療、就労、教育、地域の助け合い等、様々な支援により包括的にその暮らしを支えていけるような体制づくりを推進します。

施策の方向

① 障がい福祉サービス等の充実と質の向上

障がい者の特性やニーズ、介護者の状況等に応じ、各種障がい福祉サービスを適切に支給するとともに、サービスの質の向上を図ります。

- ・個々の状況に応じた障がい福祉サービスの提供及び必要な情報の周知
- ・障がい福祉サービスの質の向上を目指した研修会等の実施
- ・居住支援の充実

② 意志決定支援の推進

自ら意志を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、必要

な意志決定支援が行われることを推進します。

- ・「意志決定ガイドライン」の普及推進

③ 意志疎通支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため意志疎通が困難な人に対して、コミュニケーションが適切に行えるよう支援します。

- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣等の実施
- ・手話通訳者等の人材育成・確保

④ 保健・医療の充実

地域で適切な医療が受けられるような体制づくりを推進するとともに、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見に努めます。

- ・地域医療体制の充実
- ・妊婦教室や妊婦健診等の実施による産まれる前からのリスク軽減及びすこやかな発育、発達の支援
- ・各種健診を通じた障がいの原因となる疾病の早期発見の推進
- ・生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する情報提供・啓発の実施
- ・難病患者に対する相談支援に関する情報提供

⑤ 地域における支援体制づくり

「古賀市地域福祉計画」に基づき、地域住民による支え合い機能の充実を図るとともに、福祉、医療、保健その他関係機関が連携し、障がいのある方の地域生活を包括的に支援していけるよう努めます。

- ・民生委員やボランティアなどによる地域における見守り・支援の充実
- ・地域における包括的な支援体制の構築を目指した取り組みの推進

基本施策 (2) 障がいのある子どもへの支援

国では、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、可能な限り全ての子どもが共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められています。市においても、子どもたちが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通して、必要な支援を行なってい

くことが重要です。

また、子どもの障がいの早期発見に努め、相談や療育等の必要な支援を提供するとともに、近年増えている医療的ケアが必要な子どもについても、その家族を含め、ニーズに応じた支援を行っていきます。

家庭、保育所・幼稚園から学校へと、子どもが育っていく環境や制度が移り変わっていくなか、その過程を通じて切れ目のない支援ができるよう、関係機関が連携し、取り組んでいきます。

施策の方向

①障がいの早期発見・早期支援

乳幼児を対象とした健康診査において、障がいの早期発見に努めるとともに、発達に気になる幼児に対し、発育・発達の支援を行います。

- ・障がいの早期発見を視野に入れた健診の実施
- ・「子ども発達ルーム」における相談・療育の充実

②インクルージブ教育の推進

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、それぞれのニーズに合った適切な教育を受けることができるような環境づくりを進めます。

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実
- ・通級指導教室及び特別支援教育相談室「ひまわり教室」の充実

③障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもが、将来を見据えた一貫した支援を受けることができるように、教育、保健、福祉、医療等の専門機関が連携し、支援を行います。

また、医療的ケアが必要な児童への支援を行います。

- ・乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない情報提供や相談等の支援
- ・就学相談や就学支援の充実
- ・支援に関わる関係機関相互の連携
- ・医療的ケアが必要な障がい児への支援

基本施策（3）安全・安心な環境づくり

近年、県内で災害が増加しており、災害時において市民の生命を守るための体制整備は本市にとって急務といえます。特に障がい者にとっては、迅速な情報の伝達や適切な避難誘導が望まれるほか、避難所におけるに必要な支援や配慮の提供も求められます。

災害時には、行政が全てにおいて対応することは困難であることが想定されるため、家族や地域が普段から話し合い、適切に対応できるような体制整備を促していきます。また、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、緊急避難場所や避難所の把握や近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障がい者やその家族の防災意識の向上を図ります。

合わせて、消費者トラブルの防止や、障がい者に配慮した公共施設の整備、新型コロナウイルス感染症等への対応に取り組み、障がいのある方が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向

①防災・災害発生時の支援

避難に支援が必要な障がい者が、速やかに避難できる体制づくりを進めるとともに、避難所において必要な配慮を提供できるよう努めます。また、障がい者やその家族の防災意識の向上を図ります。

- ・災害時要援護者避難支援計画に基づく支援体制の構築
- ・避難所における必要な配慮の提供及び福祉避難所の充実
- ・災害への備えに関する啓発や訓練の実施

②防犯対策や消費者トラブル防止の推進

警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、犯罪被害や悪徳商法などの消費者トラブルの防止に努めます。

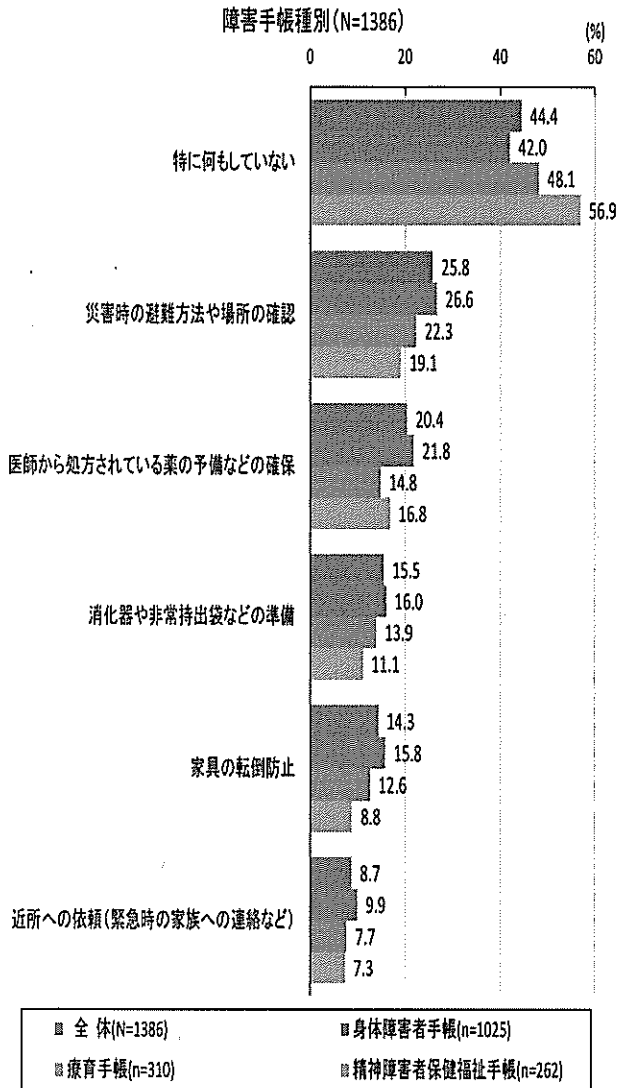
- ・犯罪被害や消費者トラブルに関する情報共有・啓発

③障がい者に配慮したまちづくり

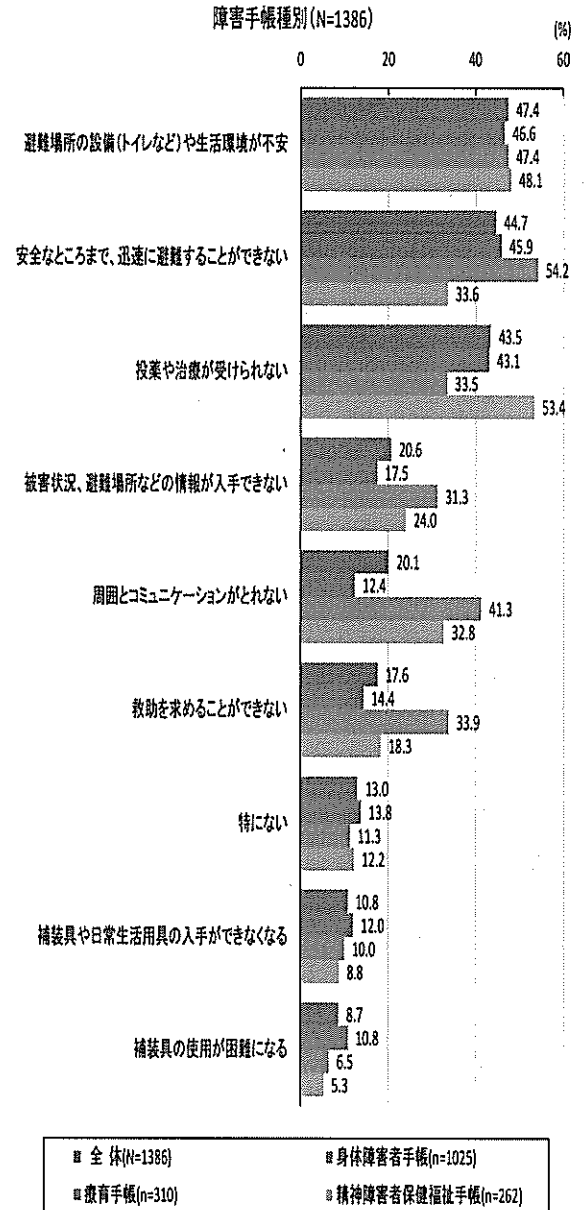
「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

- ・障がい者に配慮した道路、公園その他公共施設の整備

災害への備えについて



災害時に困ること



基本施策（4）相談支援体制の充実

アンケートにおいて、障がいのある方にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくる」と回答された方がどの種がい種別においても最も多く、半数を超えていました。

このことを踏まえ、障がい者やその家族などが、その人の実情に合った相談や情報の提供を、身近なところで気軽に受けられるよう、古賀市障がい者生活相談支援センター「咲」を中心に、関係機関との連携を図りながら、引き続き相談支援を行っていくとともに、各種相談支援窓口の周知に努めます。

また、現在、「咲」での相談支援のほか、精神障がいを専門とした「みどり」における相談支援、ピアカウンセリング（障がい当事者による相談支援）を行っていますが、今後も障がい者のニーズをとらえた相談支援を行っていく必要があります。

さらに、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、障がいに関するだけでなく複合的な支援を必要とするといった状況もみられるため、今後は、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくするため、「古賀市地域福祉計画」に基づき、包括的な相談支援体制づくりにも取り組み、障がいのある方とその家族の相談支援体制の充実を図っていきます。

施策の方向

① ニーズに応じた相談支援の提供

障がいのある方のさまざまなニーズに応じた相談支援を行うとともに、市や市以外の機関が行う相談事業の周知に努めます。

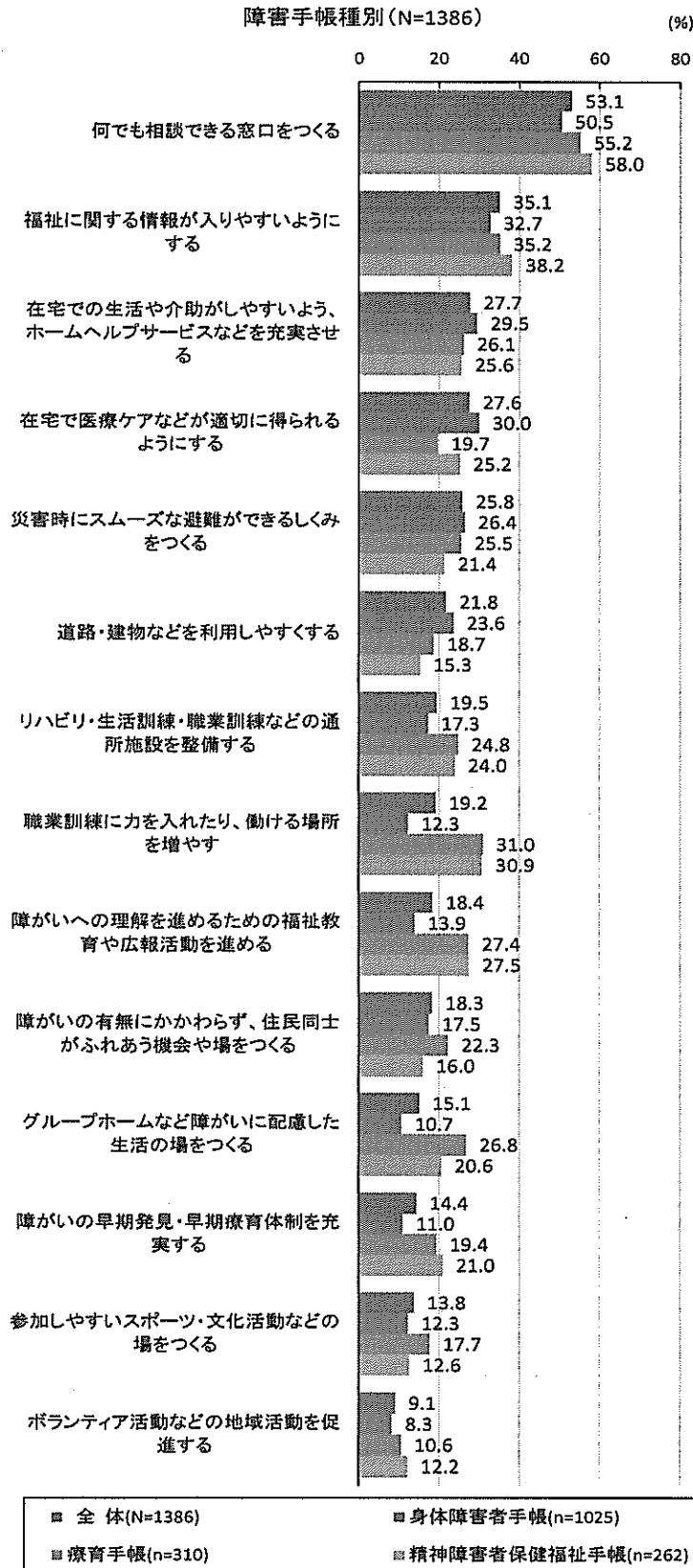
- ・障がい者生活支援センター「咲」における相談支援
- ・精神障がいを専門とした「みどり」における相談支援
- ・障がい当事者やその家族によるピアカウンセリングの実施
- ・各種相談事業の情報収集・周知

② 包括的な相談支援体制の構築

複合的な課題について、多機関の共働による包括的な相談支援を行う体制づくりに取り組みます。

- ・総合相談窓口の設置
- ・自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等の関係機関の連携の充実

住みよいまちづくりに 必要なこと



基本目標 3 社会参加の促進

基本施策（1）雇用・就労の促進

アンケートにおいて、18歳から65歳未満の方のうち、収入を得る仕事をしていない方は53%でしたが、そのうちの37.6%の方、また、18歳未満の方の77.6%が、「今後収入を得る仕事をしたい」と回答しています。あわせて、今の生活における悩みごとについて、どの障がい種別においても「経済的なこと」が上位となっており、障がい者の雇用促進は、障がい者の社会参加のみならず、自立や生活の安定につながる重要な施策となっています。

本市では、福津市・古賀市・新宮町自立支援ネットワーク会議の中の組織のひとつである「就労部会」において、就労支援系のサービスを行う障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、大学、行政等が連携し、障がいのある方を対象とした「職場体験事業」や「模擬合同面接会」、支援者のスキルアップのためのセミナー等、障がいのある方の雇用・就労の促進を目指した事業を企画し、実施してきました。

今後も、この「就労部会」を核に、就労に対する意欲の向上や体験・訓練の機会の拡充、雇用の場の開拓などについて、障がい者や企業のニーズをとらえながら、さらに取組を進めていきます。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるように引き続き支援していきます。

施策の方向

① 障がい者雇用の促進

障がい者雇用への不安を解消し、雇用を促進するため、関係機関が連携して、企業等に対してアプローチします。

- ・就労部会によるニーズを捉えた雇用促進事業の実施
- ・ハローワークや「ちどり」等と連携した雇用促進事業の実施
- ・企業における障がい理解の推進
- ・農業分野での障がい者の就労その他多様な働き方の支援

② 総合的な就労支援

関係機関が連携して、就労に対する意欲の向上や、雇用前から雇用後の定着支援まで、障がいのある方のニーズに合わせた支援を行います。

- ・就労に関する情報の提供・相談支援

基本施策（2）文化芸術活動・スポーツ活動等の促進

アンケートにおいて、今後したい余暇活動について、「スポーツやレクリエーション」と回答された方が23.9%、「趣味などのサークル活動」と回答された方が23.1%ありました。一方で、余暇活動等に参加するときのさまたげとして、「一緒に活動する友人・仲間がいない」と回答した方が18.6%、「どのような活動が行われているか知らない」と回答された方が17.3%、「気軽に参加できる活動が少ない」「参加したくなるようなものがない」と回答された方がそれぞれ13.3%、13.1%ありました。また、現在の悩みとして「趣味や生きがいを持つこと」と回答された方が12.7%（18歳から64歳未満では21.1%）ありました。

このことを踏まえ、障がいのある方が、生き生きと心豊かな人生を送ることができるよう、文化芸術やスポーツに親しむことができる機会の提供に努めるとともに、出会いの場づくりや、交流の機会づくりに取り組みます。

また、障がいのある方の学習活動の促進・充実を目指し、令和元年6月に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえ、読書環境の整備にも取り組んでいきます。

施策の方向

① 文化芸術活動・スポーツの促進

障がいのある方が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができる機会をつくります。

- ・文化芸術活動の場の提供や発表、鑑賞の機会の充実
- ・スポーツに親しむ機会の充実
- ・障がい者スポーツの普及・拡充
- ・文化芸術活動やスポーツに関する情報提供

② 交流活動の促進

障がいのある方の出会いの場づくり、交流活動の支援を行うとともに、関係機関と連携しながら様々な事業と共働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。

- ・障がい者団体やボランティア団体の情報収集・情報提供
- ・勉強会や交流会等の出会いの場・交流の機会の提供
- ・市障がい者生活支援センター「咲」の多目的スペースの活用促進

資料編

1. 古賀市障害者施策推進協議会委員

(50音順)

	所属	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(第8期：令和2年5月1日～令和5年4月30日)

2. 計画策定経過

日程	会議名	内容
令和2年 10月2日		
11月16日		
12月〇〇日		
1月〇〇日		
2月〇〇日 ～●●日	パブリックコメント	
3月〇〇日		

3. 用語解説

最終案時に整理

【アクセシビリティ】

情報への確実なアクセスを保証すること。様々な製品や建物やサービスの、アクセスしやすさのこと。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のこと。

【市民後見人】

成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。

成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

【ピアカウンセリング】

同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助すること。

【要配慮者】

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。災害対策基本法により定義されている。

【〇〇〇〇】

〇〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

